

# 測量等業務委託契約に係る最低制限価格について

令和7年4月 福知山市 契約監理課

## ◆最低制限価格の設定基準の改正

- ・これまでの市独自の設定基準から国の基準に準拠した設定基準に改正
- ・令和7年4月1日以降の入札公告又は入札通知を行う案件から適用

## ◆業務ごとの設定基準

測量業務			
直接測量費	×	1.00	合計額 ×(1+消費税率)
測量調査費	×	1.00	
諸経費	×	0.50	
設定範囲	予定価格の 6.0/10~8.2/10		

建築関係の建設コンサルタント業務			
直接人件費	×	1.00	合計額 ×(1+消費税率)
特別経費	×	1.00	
技術料等経費	×	0.60	
諸経費	×	0.60	
設定範囲	予定価格の 6.0/10~8.1/10		

土木関係の建設コンサルタント業務			
直接人件費	×	1.00	合計額 ×(1+消費税率)
直接経費	×	1.00	
その他原価	×	0.90	
一般管理費等	×	0.50	
設定範囲	予定価格の 6.0/10~8.1/10		

地質調査業務			
直接調査費	×	1.00	合計額 ×(1+消費税率)
間接調査費	×	0.90	
解析等調査業務費	×	0.80	
諸経費	×	0.50	
設定範囲	予定価格の 2/3~8.5/10		

補償関係コンサルタント業務			
直接人件費	×	1.00	合計額 ×(1+消費税率)
直接経費	×	1.00	
その他原価	×	0.90	
一般管理費等	×	0.50	
設定範囲	予定価格の 6.0/10~8.1/10		